

## 加古川市営住宅入居者緊急連絡先取扱い要領

令和2年4月1日住宅政策課長決定

令和2年5月12日一部改正

令和3年3月1日一部改正

令和4年4月18日一部改正

令和5年7月1日一部改正

加古川市営住宅の適正な管理及び入居者に安定した住生活の提供を行うため、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に規定する入居手続き等に必要な入居者の緊急連絡先（以下「緊急連絡先」という。）に関する取扱いを次のとおり定める。

### （緊急連絡先）

第1条 市営住宅の入居にあたっては、緊急連絡先の届出を必要とするものとし、条例第9条第2項、第10条又は第11条第1項の規定により入居の決定を受けた者（以下「入居決定者」という。）は、条例第13条第1項第3号に規定する請書（以下「請書」という。）に緊急連絡人と連署した加古川市営住宅入居者緊急連絡先届出書（様式第1号）を添付して市長に提出しなければならない。

### （緊急連絡事項）

第2条 次の各号のいずれかに該当するときにおいて、入居者との連絡が困難な場合に限り、市長は緊急連絡先に連絡を行うことができる。

- (1) 条例第37条第1項各号に規定する事由が生じたとき。
- (2) 入居者の生命や財産に著しく影響を及ぼす事由が生じたとき。
- (3) その他市営住宅の適正な管理及び入居者の安定した住生活の提供に必要な事由が生じたとき。

### （緊急連絡先の免除）

第3条 市長は、第1条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者のうち、緊急連絡先の確保が困難である特別な事由がある場合に限り、緊急連絡先の届出を免除することができる。この場合、免除を受けようとする者は、請書に加古川市営住宅入居者緊急連絡先免除事由届出書（様式第2号）を添付して市長に提出しなければならない。なお、第3号に関し、必要に応じてその事実を証明する書類等を添付させることができる。

- (1) 条例第10条第2項第1号から第8号
- (2) 日本の国籍を有しない者
- (3) その他特別の事由があると市長が認める者

### （緊急連絡先の要件）

第4条 第1条に規定する緊急連絡先は、次の各号全ての要件を満たす者とする。

ただし、各号の全ての要件を満たす者がいない特別な事情があると市長が認める場合は、各号の要件によらず、緊急に連絡ができる者を緊急連絡先とすることができる。この場合、必要に応じてその事実を証明する書類等を添付させることができる。

- (1) 人数2人とする。

- (2) 市内居住者とする。
  - (3) 1人は入居者の3親等以内の親族とする。
- (緊急連絡先の変更又は廃止)

第5条 入居者は、緊急連絡先に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、その事由が生じたときから30日以内に加古川市営住宅入居者緊急連絡先変更(廃止)届出書(様式第3号)により新たな緊急連絡先の届出又は緊急連絡先の廃止の届出を市長に行わなければならない。この場合、必要に応じてその事実を証明する書類等を添付させることができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 緊急連絡先となっている者の所在が不明となったとき。
- (3) その他緊急連絡先とすることに著しく影響を及ぼす事由が発生したとき。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、緊急連絡先に関する必要な事項については住宅政策課長が別に定める。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年5月12日から施行する。

附 則

この要領は令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年4月18日から施行する。

附 則

この要領は令和5年7月1日から施行する。